

様式第2（第4条関係）

① ~~製造所~~
危険物貯蔵所設置許可申請書
~~取扱所~~

年 月 日		柏市消防局長 殿	
申請者 ②			
住所 千葉県柏市柏〇番地〇（電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）			
氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎			
③ 設置者	住所	千葉県柏市柏〇番地〇（電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎	
設置場所		④ 千葉県柏市柏〇丁目〇〇	
設置場所の地域別		防火地域別	用途地域別
		⑤ その他の地域	⑤ 工業専用地域
製造所等の別		⑥ 貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分 ⑥ 屋内貯蔵所
危険物の類、品名（指定数量）、最大数量		⑦ 第4類第1石油類(200L) 1,000L 第4類第2石油類(1,000L) 3,000L	指定数量の倍数 ⑧ 8倍
位置、構造及び設備の基準に係る区分		⑨ 令第 条 第 項 (規則第 条 第 項)	
位置、構造、設備の概要		⑩ 特定屋内貯蔵所	
危険物の貯蔵又は取扱方法の概要		⑪ 容器に入れた塗料を貯蔵する。	
着工予定期日		⑫ 令和〇〇年〇月〇日	完成予定期日 ⑬ 令和〇〇年〇月〇日
その他必要な事項		⑭	
※ 受付欄		※ 経過欄	※ 手数料欄
		許可年月日	
		許可番号	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
 - 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 4 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。
 - 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は（ ）内に記載すること。
 - 6 ※印の欄は、記入しないこと。

〔設置許可申請は、製造所等を新たに設置する際に必要な申請になります。〕
申請書は危規則様式第2により、2部提出してください。

① 製造所、貯蔵所、取扱所のうちいずれか該当するものを○で囲むか該当しないものを2重線で消してください。

② 申請者の住所及び氏名は、設置者と同一としてください

③ 設置者の住所、氏名は製造所等を設置しようとする方（当該製造所等を所有する方）の住所、氏名を記入してください。法人は主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。

④ 設置場所は、登記簿に記載されている所在地及び地番を千葉県から記入してください。
なるべく「-（ハイフン）」等略称は使用せず、「○丁目○番○号」のように記入してください。
移動タンク貯蔵所は、常置場所の住所を記入してください。

⑤ 防火地域別は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する区分により「防火」、「準防火」、「指定なし」を確認し記入してください。建築基準法第22条に規定する地域である場合は、「22条地域」と記入することもできます。

用途地域別は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する区分により「工業」、「準工業」、「商業地域」等を確認し記入してください。同法7条に規定する市街化調整区域である場合は、「市街化調整区域」と記入してください。

用途地域は柏市オフィシャルウェブサイトの「地図情報」のなかにある「都市計画情報配信サービス」からご確認ください。

⑥ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、危政令第2条に掲げるものは「貯蔵所」、危政令第3条に掲げるものは「取扱所」と記入してください。

貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は第3条に規定する区分により「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。（製造所の場合は斜線をしてください）。

⑦ 消防法別表第1を確認し危険物の類、品名（指定数量）、最大数量を記入してください。ただし、品名が多く書ききれない場合は「別紙のとおり」と記入し、一覧表等を添付してください。

⑧ 指定数量の倍数は、貯蔵又は取扱う危険物の最大倍数を記入してください。小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入してください。

ただし、四捨五入することにより適用される技術基準が変わらないよう以下の場合には次のように記入してください。

例1：特定屋内貯蔵所は指定数量50倍以下まで貯蔵できる。

50.03倍⇒50.0倍とはできませんので、切り上げて50.1倍と記入してください。

例2：屋内貯蔵所は指定数量10倍以上で避雷設備が必要。

9.95倍⇒10倍とはせず、切り捨てて9.90倍としてください。

⑨ 申請に係る製造所等が適用される法令の条文を正しく記入してください。

例) 地下貯蔵タンクに鋼板を間げきを有するように取り付け又は強化プラスチックを間げきを有するよう被覆したものを設置する地下タンク貯蔵所（通称：二重殻タンク）の場合
「令第13条第2項」

⑩ 製造所等の概要を簡潔に記入してください。

例1 タンク室省略構造又は直接埋設の地下タンク貯蔵所

例2 屋上設置の非常用発電設備

例3 屋外給油取扱所、固定給油設備4基、専用地下タンク2基、廃油タンク1基設置

⑪ 貯蔵又は取扱い方法、その目的等を簡潔に記入してください。

例1 生産工場から製品を架台を用いて一時貯蔵し、発注先へ運送する。

例2 非常用発電機燃料として貯蔵する。

例3 原液と溶剤、添加剤を攪拌し、塗料を製造する。

⑫ 着工予定期日を記入してください。着工予定年月日が定まっていなければ「許可後即日」等に記入することもできます。

着工予定期日はその期日までに許可書交付を確約するために記入するものではなく、審査等で許可書交付までに日数を要するため、着工までの日時を伺うため記入していただくものです。

許可申請では、内容によっては許可書交付まで約3週間ほど日数がかかることがあります。申請は御早めにお願います。

⑬ 完成予定期日は、工期又は完成予定年月日を記入してください。

例) 工期を記入する場合は「着工後約○○日」、完成予定年月日を記入する場合は「令和○○年○月○日」

⑭ その他必要な事項は、以下のような事項を記入してください。

例1 危政令第23条の特例適用を求める場合

平成○○年○月○日消防危第○○号による通知による特例適用

例2 完成検査前に許可内容を変更する場合

令和○○年○月○日第○○○○号の設置（変更）許可を変更するもの

例3 他の製造所等の変更工事と並行して行う場合

令和○○年○月○日第○○○○号の設置（変更）許可の工事と同時に行う変更工事

補足事項

- ① 手続きの時期：申請日の翌日から起算して概ね20日で許可書交付
- ② 手続き可能な方：設置者
- ③ 代理人による手続き：可能(設置者から代理人への委任状が必要)
- ④ 手続き方法：直接受付窓口へ
- ⑤ 必要部数：2部
- ⑥ 必要書類
 1. 危険物製造所等設置許可申請書
 2. 構造設備明細書
 3. 案内図・配置図
 4. 位置、構造、設備に関する図面
 5. 建築物又は工作物の構造図
 6. 機器等の仕様書
 7. 消火設備・警報設備に係る図面、仕様書等
 8. その他審査に必要な書類
- ⑦ 手続きにかかる費用：別紙，柏市手数料条例に掲げる金額
(補足) 手数料の御支払いは納付書による振込になります。納付書は申請時にお渡します。
- ⑧ 手続き後にお渡しするもの
 1. 危険物製造所等設置許可書又は不許可通知書
 2. 申請書の副本
- ⑨ 注意事項
 1. この申請により許可を受けた後でなければ、設置に係る着工をすることはできません。
 2. 許可を受けても、消防機関により検査を行い技術上の基準に適合していれば完成検査済証を交付します。検査済証の交付がなければ、施設を使用することはできません。

柏市手数料条例に基づく危険物製造所等に係る申請手数料一覧

単位：円

施設区分	指定数量	許可申請		完成検査申請	
		設置	変更	設置	変更
製造所	10倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750
	10を超え50倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000
一般取扱所	50を超え100倍以下	66,000	33,000	33,000	16,500
	100を超え200倍以下	77,000	38,500	38,500	19,250
	200倍を超えるもの	92,000	46,000	46,000	23,000
屋内貯蔵所	10倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
	10を超え50倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
	50を超え100倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750
	100を超え200倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000
	200倍を超えるもの	66,000	33,000	33,000	16,500
屋外タンク貯蔵所	100倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
	100を超え1万倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
	1万倍を超えるもの	39,000	19,500	19,500	9,750
地下タンク貯蔵所	100倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
	100倍を超えるもの	39,000	19,500	19,500	9,750
屋内タンク貯蔵所		26,000	13,000	13,000	6,500
簡易タンク貯蔵所		13,000	6,500	6,500	3,250
移動タンク貯蔵所	積載式以外のもの	26,000	13,000	13,000	6,500
	積載式のもの	39,000	19,500	19,500	9,750
屋外貯蔵所		13,000	6,500	6,500	3,250
給油取扱所	屋外給油取扱所	52,000	26,000	26,000	13,000
	屋内給油取扱所	66,000	33,000	33,000	16,500
販売取扱所	第1種販売取扱所	26,000	13,000	13,000	6,500
	第2種販売取扱所	33,000	16,500	16,500	8,250
申請区分		金額	地方公共団体の手数料の標準に関する政令に		
仮使用承認申請		5,400	に基づき、柏市手数料条例の定めによる。		
仮貯蔵仮取扱承認申請		5,400	備考1		
水張検査	容量 1万L 以下	6,000	2百万を超えた場合は、		
	1万を超え百万L以下	11,000	15,000円＋百万毎に		
	百万を超え2百万以下	15,000	4,400円を加算する。		
	2百万を超えるもの	備考1			
水圧検査	容量 600L 以下	6,000	備考2		
	600を超え1万L以下	11,000	2万を超える場合は、		
	1万を超え2万以下	15,000	15,000円＋1万毎に		
	2万を超えるもの	備考2	4,400円を加算する。		
柏市火災予防条例第47条の2の規定による手数料			水張検査		6,000
			水圧検査	容量600以下	6,000
				600を超えるもの	11,000